

令和2年4月

お客様各位

新型コロナウイルス感染拡大によるガス料金の支払い猶予措置について（第2弾）

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社と致しましては、政府の要請を受けた対応として、3月19日より、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による生活困窮者に対し、ガス料金の支払いを猶予する措置を実施しておりましたが、更なる感染拡大による影響を鑑み、支払期限日の延長および対象月を拡大致しました（既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に支払期限日を2ヶ月間延長に変更致します）。

対象は新型コロナの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の**特例**貸し付けを受けられたお客さまとさせていただきます。

具体的には、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の**特例**貸し付けを受けられたお客さまで、当社へ**特例**貸付決定の通知を添えて申請を頂いたお客さまに対して、2月分（支払義務発生日3月19日以降）に加え、3月分、4月分の支払い期限日を2ヶ月間延長致します。更に5月分の支払期限日を1ヶ月間延長致します。

本件に関する申請及びお問い合わせ先は、弊社担当事業所、又は、下記までお問い合わせ下さい。新型コロナウイルス感染拡大の一日でも早い収束を心より願っております。

大陽日酸エネルギー株式会社 本社 業務部 魚見（うおみ）

電話番号 0567-94-1887

※生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

以上